

中山間地域等直接支払交付金 第5期対策最終評価

富山県農林水産部農村振興課

中山間地域等直接支払交付金について

○平成11年に成立した**食料・農業・農村基本法**の規定を受けて、中山間地域等におけるの農業の生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の確保を図るための施策として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

○平成26年に多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金とともに日本型直接支払制度を創設。同年、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」が制定され、中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から同法に基づく制度として実施。

○5年を一期として、第1対策(H12～H16)、第2期対策(H17～H21)、第3期対策(H22～H26)、第4期対策(H27～R元)を経て、令和2年度より**第5期対策**がスタートした。

○交付金交付の評価は、**中間年**及び**最終年**で実施。

○最終評価は、中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、**次期対策について市町村がどのような考えの下に取り組むのか**、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、**制度の見直しに反映**。

	食料・農業・農村基本法 (H11～)										
				農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (H27～)							
対策期間	第1期 (H12～H16)		第2期 (H17～H21)		第3期 (H22～H26)		第4期 (H27～R元)		第5期 (R2～R6)		
評価		中間年評価	最終年評価		中間年評価	最終年評価		中間年評価	最終年評価	中間年評価	最終年評価
第三者委員会		H20年 2月 7日	H21年 5月 18日		H25年 2月 26日	H26年 5月 21日		H30年 2月 21日	R元年 5月 20日	R5年 2月 20日	R6年 2月 19日
	富山県中山間地域振興等対策委員会 (H12～H22)					富山県農山村振興対策委員会 (H23～)					

第5期対策における中間年評価(県による評価)

【成果】

- 市町村の評価結果より、荒廃農地の発生・防止へ大きく貢献していると評価
- その他水路・農道等の維持、地域環境の保全、鳥獣被害の減少に貢献している
- 地域組織との連携
 - ⇒自治会、町内会、多面的機能の活動組織との連携が図られていることで、協定対象外の農道・水路等の維持管理活動や鳥獣害対策も実施

【課題】

- 集落戦略の作成
 - ⇒高齢化、担い手の目途が立たないことにより、将来像が描けないことが集落戦略の作成に目途が立たない要因 R7年までに、地域での話し合いにより目指すべき将来の農用地の姿を明確にする必要がある
 - ⇒市町村、JA等の関係機関や人・農地プラン、地域計画の作成と併せて話し合いを行う等推進、集落戦略作成の支援
- 今後の農地利用や集落機能等 農業の担い手不足、地域リーダー不在等を解消
 - ⇒集落協定の統合・広域化や農村RMOの推進について、集落機能の再生・再編を図る有効な手法であるが「特段の推進はしない」と回答した市町村が大多数
 - ⇒背景には、市町村職員の地域の合意形成を図る手法を知らない、経験がない
 - ⇒県が主体となり、農村RMO伴走支援事業の一環で、人材育成講座を実施予定 現状分析や話し合いを効果的に進めるための手法等のスキルを習得
行政の中山間支援担当職員ほか、公民館主事、地域おこし協力隊、JA職員、土地改良区職員等、幅広い人材を対象

第三者委員会の意見を伺いたい

2

第5期対策における中間年評価(第三者委員会の意見)

【主な意見】(令和5年2月20日農山村振興対策委員会開催)

- 本制度は荒廃農地の発生防止や地域環境保全等に大きく貢献している事業だと改めて評価できる。
- 集落戦略の作成について、今後地域計画の作成についても話し合いが必要であるため、双方に活かせる話し合いとなるように進めてほしい。
- 協定書や申請手続きの事務負担の軽減に対する意見が多く、今後さらに高齢化していく中、事務の相談窓口の設置やタブレット、AIなどの活用も視野に入れたサポート体制を整えてほしい。
- 集落協定の統合・広域化等、集落だけでは話し合いが進まないことが多いため、アドバイスや指導等、県や市町村にお願いする。
- 農村RMOの形成は、これからの農村振興の要になる。是非推進してほしい。

上記意見を踏まえて、国へ県段階の中間年評価を提出(令和5年2月末)

国による中間年評価結果は6月に第三者委員会を開催、令和5年8月公表

3

【農林水産省中間年評価書から抜粋】

- 担い手の高齢化等が進み、中山間地域の農地を守る根拠が揺らいできていることから、 今後は、守り切れない農地は粗放的利用することで持続性を持たせる一方、環境を守る観点を強く打ち出すなど、中山間地域の農地を守る根拠を明確にする必要があるのではないかと。
- 高齢化などにより、農村に明るい展望が見えない中、集落では何とか活動を続けているが、今後も活動を続けてもらうためには、集落のコミュニティを再構築することが必要。
- 協定参加農家だけで活動することに限界が来ており、プッシュ型支援など、外部の力を活用する仕組みづくりが必要。
- 協定活動の事務を担う組織には、地域の様々な情報が集まることから、既存の組織を活用することで、多様な組織との連携や活動が可能となり、事務に係る費用の軽減も図られるのではないかと。

【食料・農業・農村政策の新たな展開方向】 (R5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定(抜粋))

中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。

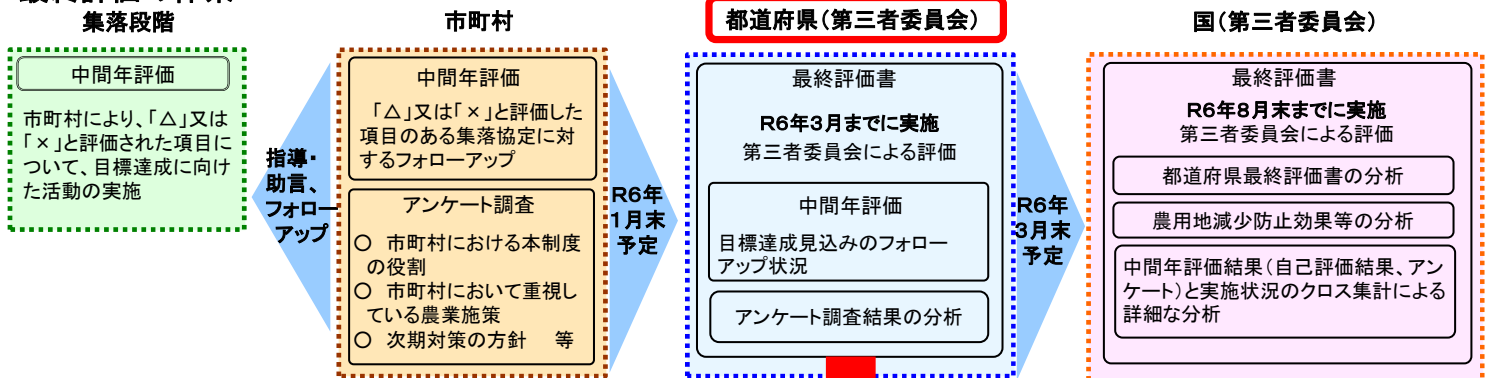
4

第5期対策における最終評価の体系とスケジュール

最終評価の目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

最終評価の体系



国の評価スケジュール

農山村振興対策委員会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		・中間年評価の手法・内容の検討	・市町村による協定の評価 ・アンケート調査 ・事例収集 ・統計データによる効果分析 ・各結果の分析	・最終評価の手法・内容の検討	・最終評価の実施 ・結果の分析 ・次期対策の検討
第三者委員会	▲ 7月	▲ 11月 ▲ 3月	▲ 10月 ▲ 3月	▲ 6月 ▲ 8月 ▲ 12月	▲ 6月(予定) ▲ 8月(予定)
				中間年評価	最終評価

5

中山間地域等直接支払制度の概要 ① 交付要件、交付単価等

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、面積に応じて一定額を交付する仕組み。交付単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 令和2年度から第5期対策が始まり、棚田地域振興法への対応や前向きな取組への支援を強化。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」に よって指定された地域 ↑ 第5期対策より追加
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象
注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

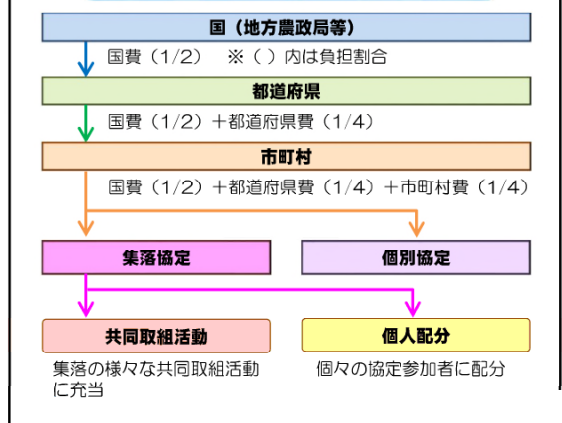
3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能(使途は、予め協定に定めておく必要。)

交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15°~)	11,500
	緩傾斜(8°~)	3,500
草地	急傾斜(15°~)	10,500
	緩傾斜(8°~)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°~)	1,000
	緩傾斜(8°~)	300

交付金交付の流れ



② 加算措置

- 本交付金の対象となる基礎的な活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算される措置を講じている。第5期対策では、新設3つ・拡充1つ・継続1つの計5種類の加算を措置。
- 第5期対策では、中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化。

① 棚田地域振興活動加算(新設)

認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定: 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地: 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田で1/10以上、畑で20°以上の農地

単価: 14,000円/10a(田1/10以上、畑20°以上)
10,000円/10a(田1/20以上、畑15°以上畑)



④ 集落機能強化加算(新設)

新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に加算

対象協定: 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地: 集落協定農用地

単価: 3,000円/10a(地目にかかわらず)

[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動(高齢者の見回り、送迎、買物支援等)など



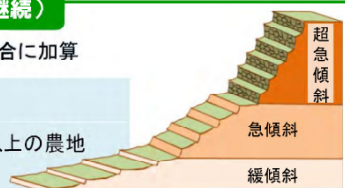
② 超急傾斜農地保全管理加算(継続)

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定: 集落協定、個別協定

対象農地: 田で1/10以上、畑で20°以上の農地

単価: 6,000円/10a(田、畑)



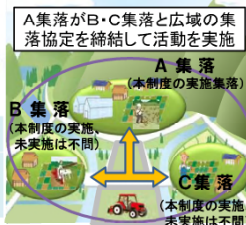
③ 集落協定広域化加算(拡充)

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定: 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地: 集落協定農用地

単価: 3,000円/10a(地目にかかわらず)



⑤ 生産性向上加算(新設)

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定: 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地: 集落協定農用地

単価: 3,000円/10a(地目にかかわらず)

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
 - 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
 - 機械、農作業の共同化
 - 農作業の省力化
- など



③ 協定に定める活動内容

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合(集落戦略の作成)に交付単価の10割を交付。
- 第5期対策から、体制整備単価(10割単価)の受給要件を、「集落戦略の作成」に一本化。

① 農業生産活動を継続するための活動 基礎単価(単価の8割を交付)

- 農業生産活動等(必須)
例: 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- 多面的機能を増進する活動(選択的必須)
例: 周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動 体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

- ①の活動に加え、集落戦略を作成

・ 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいか話し合いを行うことが重要。

・ このため、体制整備単価の受給要件を、第4期対策の「A要件(農業生産性の向上)、B要件(女性・若者等の参画を得た取組)、C要件(集团的かつ持続可能な体制整備)から1つ選択」から、第5期対策では「集落戦略の作成」に一本化。



【地図を使っでの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

集落戦略

- 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針。
- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要。

集落戦略の項目

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本とし、事務負担の軽減を図る。

集落戦略の作成と活用のイメージ

- 1 協定参加者で話し合い
農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い
- 2 集落戦略の作成、市町村へ提出
協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化
- 3 集落戦略を元に更なるステップアップ
集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用して実現

8

④ 第5期対策のポイント

- これまでの制度の枠組みを維持しつつ、以下のような拡充・改善を図り、新たに第5期対策として実施。

制度の対象となる地域

- 制度の対象地域に、従来の地域振興8法に加え、令和元年8月施行の棚田地域振興法の「**指定棚田地域**」を追加。

交付金返還措置の見直し

- 交付金の返還免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における**溯及返還の対象農用地**を「**協定農用地全体**」から「**当該農用地**」に変更。

協定に定める活動内容

- 体制整備単価(10割単価)を受給する要件を、従来の「A・B・C要件から一つ選択」から「**集落戦略の作成**」に一本化。

その他の運用改善

- 集落協定における所得超過者※が、協定内の他者の農用地で農業生産活動等を引き受けている場合、当該**引受地分について個人配分が可能**となった。
※同一都道府県内の都市部の勤労者の平均所得を上回る農業所得を得ている者
- 対策初年度の令和2年度において、事業計画の申請・認定前であっても、簡易な申請により、一定の範囲内での**交付金の早期交付ができる特例を措置**。
- 他調査の結果、写真、衛星画像等現地の状況が把握可能な各種資料等の活用により**市町村の確認事務の負担を軽減**。

加算措置

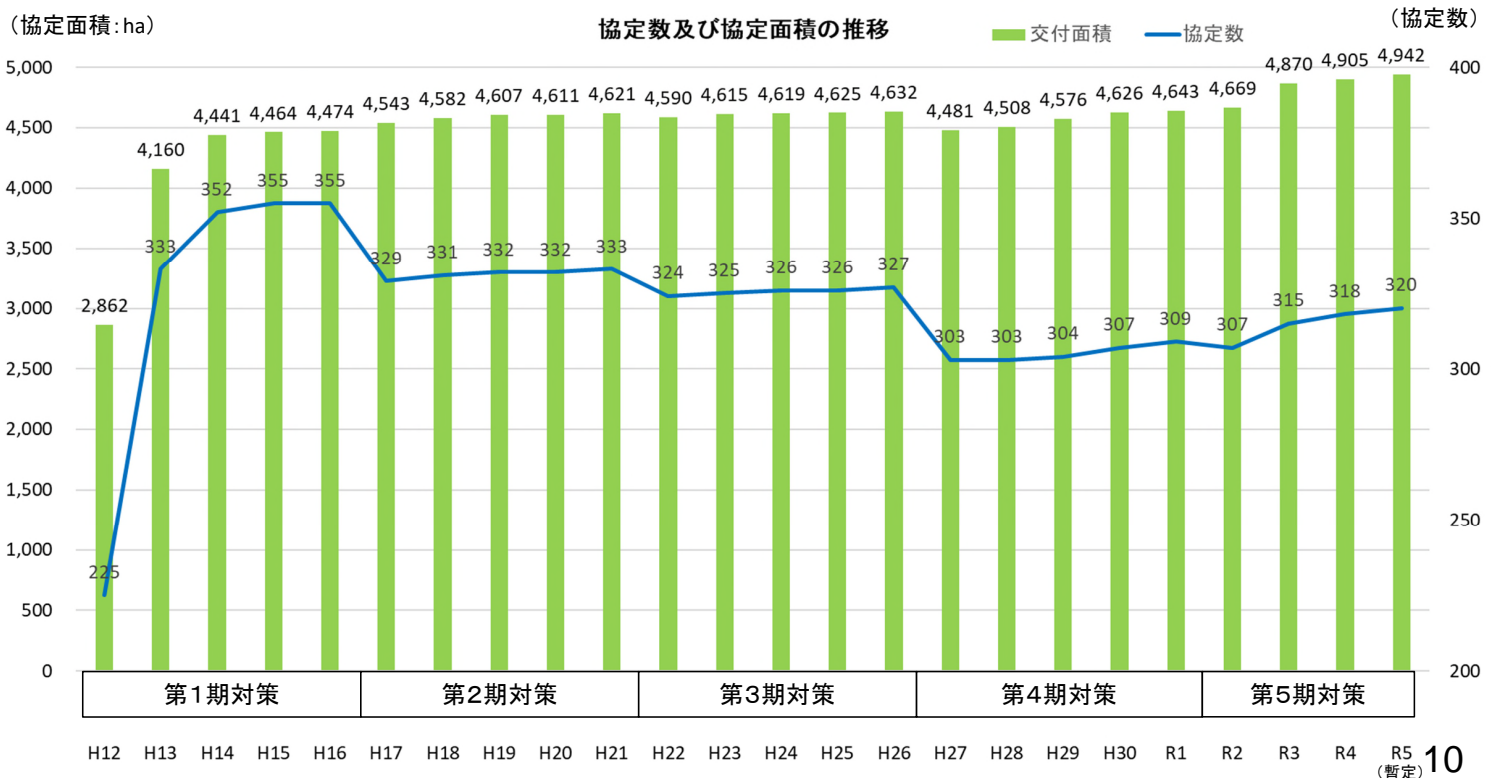
- 棚田地域振興法の認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援する「**棚田地域振興活動加算**」を新設。
- 人材確保や営農以外の組織との連携体制の構築等を支援する「**集落機能強化加算**」を新設。
- 農地の集積・集約化や省力化技術の導入等の取組を支援する「**生産性向上加算**」を新設。
- 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援する「**集落協定広域加算**」を拡充。

9

中山間地域等直接支払制度の実施状況

1. 本県の中山間地域直接支払制度の変遷

- 本制度が始まった平成12年度（第1期対策）から平成14年度まで増加し、以降はほぼ横ばいで推移
- 第5期対策からこれまでの地域振興8法に加えて、指定棚田地域が対象地域に追加されたことで、協定面積が増
- 県内15市町村のうち13市町で実施（入善町、舟橋村を除く）



中山間地域等直接支払制度の実施状況(令和5年8月公表)

○県内市町村別実施状況(令和4年度)

1. 協定数

市町村	計	集落協定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	75	75	13
高岡市	11	11	1
魚津市	24	24	2
氷見市	43	43	0
滑川市	15	15	0
黒部市	23	23	0
砺波市	18	18	1
小矢部市	27	27	5
南砺市	50	50	10
射水市	8	8	0
上市町	8	8	0
立山町	10	10	0
朝日町	6	6	0
富山県計	318	318	32

2. 交付面積

(単位:ha)

市町村	計	集落協定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	1,147	1,147	140
高岡市	140	140	7
魚津市	353	353	7
氷見市	549	549	0
滑川市	435	435	0
黒部市	428	428	0
砺波市	116	116	10
小矢部市	232	232	21
南砺市	1,024	1,024	135
射水市	94	94	0
上市町	110	110	0
立山町	160	160	0
朝日町	117	117	0
富山県計	4,905	4,905	320

中山間地域等直接支払制度の実施状況(令和5年8月公表)

○県内市町村別実施状況(令和4年度)

3. 交付面積率

(単位:ha)

市町村	対象農用地面積	協定面積	交付面積	交付面積率
富山市	1,492	1,147	1,147	76.9%
高岡市	143	140	140	97.5%
魚津市	393	353	353	89.9%
氷見市	708	549	549	77.5%
滑川市	440	435	435	98.9%
黒部市	493	428	428	86.7%
砺波市	180	116	116	64.7%
小矢部市	234	232	232	99.1%
南砺市	1,117	1,024	1,024	91.7%
射水市	94	94	94	100.0%
上市町	169	110	110	65.2%
立山町	199	160	160	80.4%
朝日町	122	117	117	95.4%
富山県計	5,785	4,905	4,905	84.8%

4. 交付金額

(単位:百万円)

市町村	計	基礎単価	体制整備単価
富山市	196	20	176
高岡市	28	1	27
魚津市	53	1	52
氷見市	91	0	91
滑川市	98	0	98
黒部市	67	0	67
砺波市	23	2	21
小矢部市	43	3	40
南砺市	158	18	140
射水市	13	0	13
上市町	16	0	16
立山町	27	0	27
朝日町	13	0	13
富山県計	826	45	781

12

中山間地域等直接支払制度の実施状況(令和5年8月公表)

○県内市町村別実施状況(令和4年度)

5. 加算措置取組面積

(単位:件数、ha)

市町村	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
富山市	2	37	2	14	1	55	2	28	6	200
高岡市	5	56	0	0	0	0	0	0	0	0
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	5	84	9	50	2	84	5	86	17	247
滑川市	5	137	0	0	0	0	0	0	0	0
黒部市	2	22	0	0	0	0	0	0	0	0
砺波市	0	0	3	11	0	0	1	11	3	21
小矢部市	0	0	0	0	0	0	1	20	3	68
南砺市	0	0	3	19	0	0	3	82	4	96
射水市	1	4	0	0	0	0	1	4	6	80
上市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立山町	6	45	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県計	26	385	17	94	3	139	13	231	39	712

13

中間年評価のフォローアップ結果

▶中間年評価において、特に「集落戦略の作成状況・作成見込み」及び「集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況」について「△」又は「×」と評価された集落協定に対して、市町村による取組の改善に向けた適切な指導・助言が行われたことで、**全ての集落協定が「改善済み」又は「改善の見込みあり」となった。**

▶第5期対策において、取組みが不十分によって**交付金の停止又は交付金の返還の対象となる集落協定はない。**

【参考】

中山間地域等直接支払交付金実施要領等における評価に関する規定

中山間地域等直接支払交付金実施要領

第8 第三者機関の設置

- 1 国は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、令和5年8月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、令和6年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記7における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)から(9)までの措置を講ずるものとする。

→交付金の停止または協定認定年度に遡って返還

14

中間年評価のフォローアップ結果

1. 集落マスタープランに係る活動

中間年評価における市町村の評価結果		最終評価における改善状況			
		①改善済み	②改善の見込みあり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)
△と評価した協定数	11	4	7	0	0
×と評価した協定数	1	0	1	0	0
合計	12	4	8	0	0

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

中間年評価における市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込みあり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
(1)耕作放棄の防止等の活動						
△と評価した協定数	5	0	5	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	5	0	5	0	0	0
(2)水路・農道等の管理						
△と評価した協定数	3	0	3	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	3	0	0	0
(3)多面的機能を増進する活動						
△と評価した協定数	4	1	3	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	4	1	3	0	0	0

「△」:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
「×」:最終年においても活動の実施が困難

15

中間年評価のフォローアップ結果

3. 集落戦略の作成状況

(1) 集落戦略の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止	交付金返還
					(予定を含む)	(予定を含む)
△と評価した協定数	64	39	15	0	0	0
×と評価した協定数	7	3	1	0	0	0
合計	71	42	16	0	0	0

(2) 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止	交付金返還
					(予定を含む)	(予定を含む)
△と評価した協定数	79	48	13	0	0	0
×と評価した協定数	14	8	0	0	0	0
合計	93	56	13	0	0	0

「△」: 最終年までの作成に不安がある
 「×」: 最終年までの作成見込みが立っていない

中間年評価のフォローアップ結果

4. 加算措置の目標達成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止	交付金返還
					(予定を含む)	(予定を含む)
(1) 棚田地域振興活動加算						
△と評価した協定数	2	0	2	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	2	0	0	0
(2) 超急傾斜農地保全管理加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(3) 集落協定広域化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(4) 集落機能強化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(5) 生産性向上加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

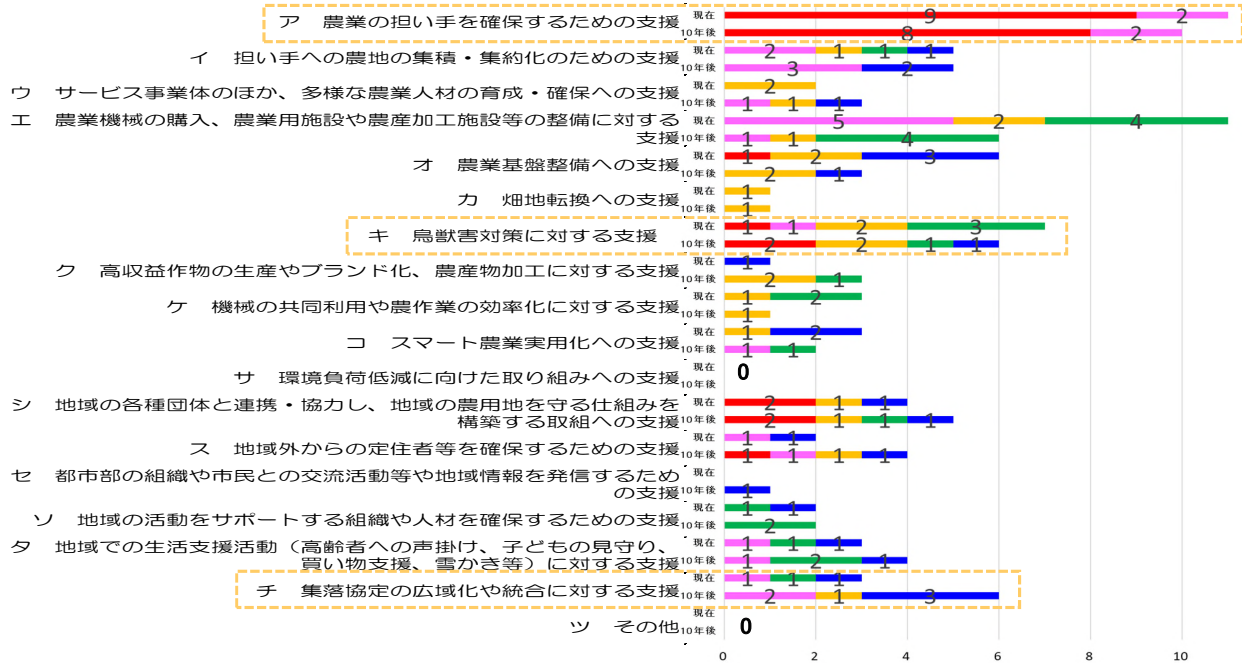
「△」: 市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
 「×」: 市町村が指導したとしても、最終年までに目標達成が困難

市町村アンケート調査結果(入善町、舟橋村を除く13市町)

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが想定される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。

現在と今後(10年後)、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。
※優先順位の高い上位5項目を選択

▶現在及び今後(10年後)も農業・農村振興対策は**担い手の確保支援**が重要と考えられるが、更に今後(10年後)は**鳥獣害対策に対する支援**や**集落協定の広域化や統合に対する支援**と回答した市町村が多く、集落レベルでは農地の維持が難しい事が伺える。

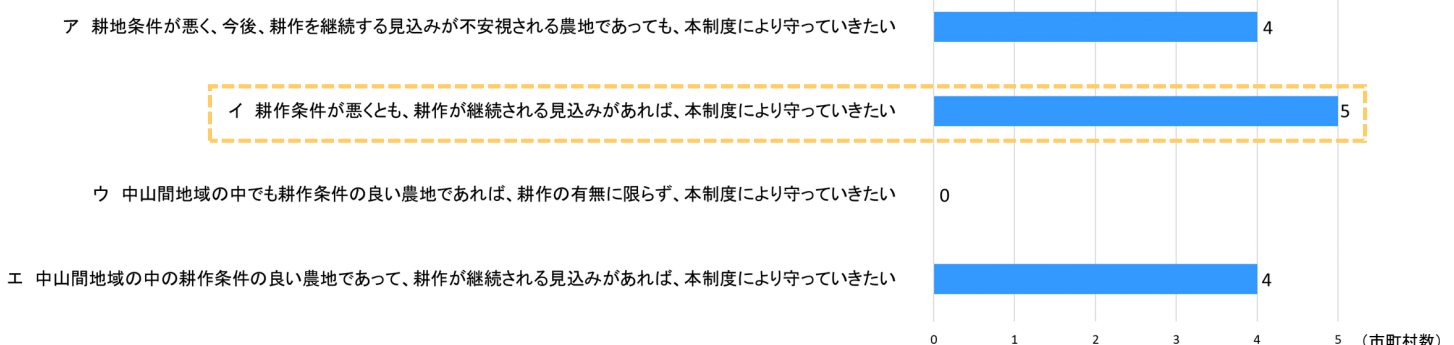


市町村アンケート調査結果(入善町、舟橋村を除く13市町)

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えて次期対策に取り組むのか。

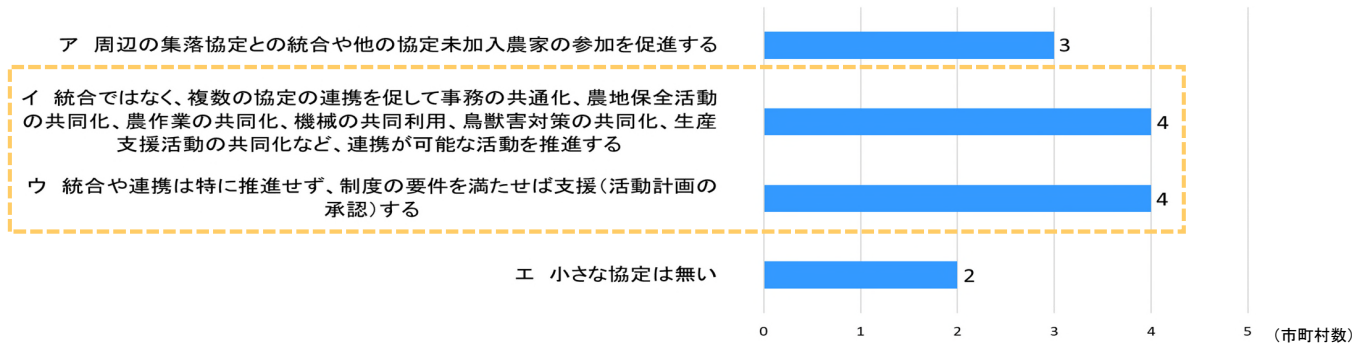
▶市町村としては、耕作が継続される事が前提で、本制度の活用を考えている。
▶小規模集落の活動の継続に対しては、統合は推進しないと回答した市町村が多く、集落同士が繋がる難しさが伺える。
▶集落協定に対する事務支援については、これまでどおり協定への事務支援困難であるが、**これといった対応策が思い付かない**と回答した市町村が多く、国への要望も含め、より一層の事務負担軽減に向けた取組みを関係機関が連携して対応する必要がある。

①-1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか(傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答)

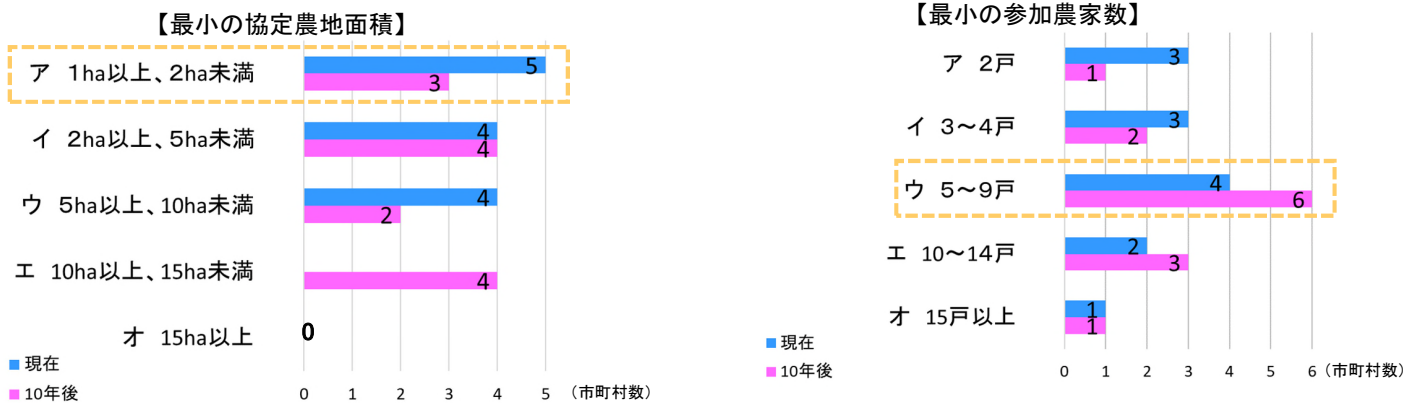


市町村アンケート調査結果(入善町、舟橋村を除く13市町)

②-1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか



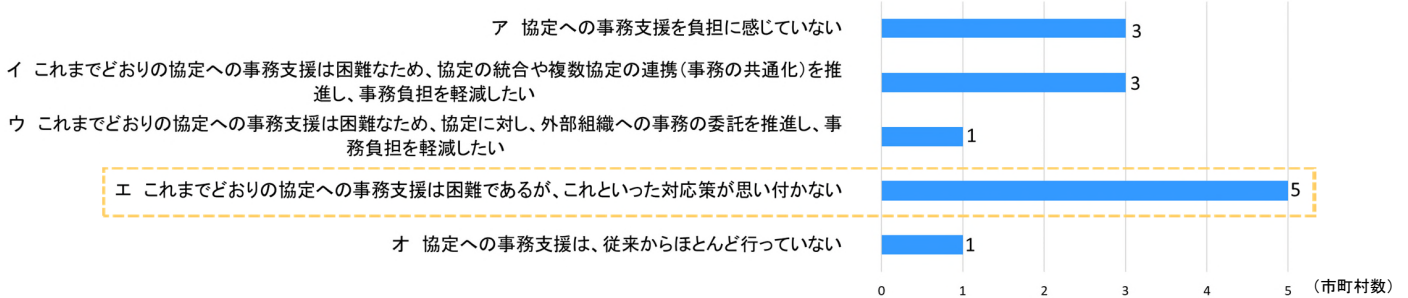
②-2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか



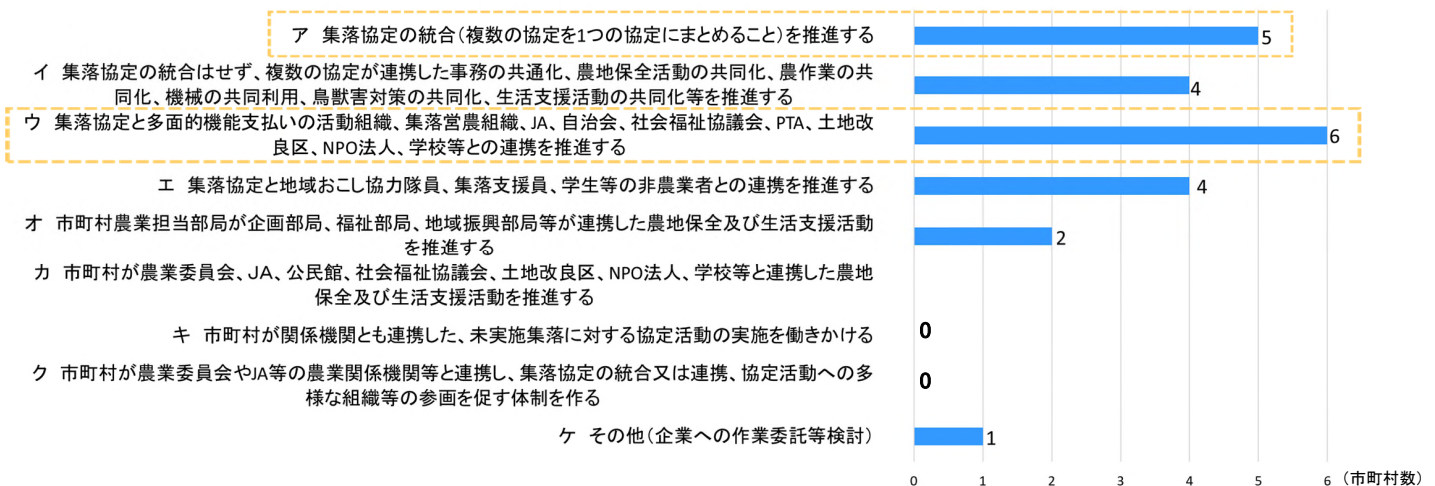
20

市町村アンケート調査結果(入善町、舟橋村を除く13市町)

③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか(※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)



④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが想定されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているか



21

【成果】

○中間年評価のフォローアップについて

▶中間年評価で集落戦略の作成が課題とされていたが、その後の市町村による「目標達成に向けたスケジュールの作成・管理」等の支援が行われた事により、**第5期対策で取組みが不十分による交付金の停止や返還はない**

【次期対策に向けての課題】

○重点を置いて実施する必要がある中山間地域に対する農業・農村振興対策

▶**農業の担い手確保、鳥獣害対策への支援、集落協定の広域化や統合に対する支援**と回答した市町村が多数

○市町村として、集落協定に対する事務支援

▶市町村による**事務支援は困難、対応策が思い付かない**と回答した市町村が多数

○市町村として、共同活動継続のための体制づくり

▶集落協定の**統合、他組織との連携を推進**と回答した市町村が多数

集落レベルではなく、**地域レベル**で**人と農地**をどうするか必要な段階に至りつつある

22

【今後の取組方向】

○市町村もマンパワー不足の中、集落協定の統合・広域化を推進するためには、農業の担い手のみならず、**多様な人材の確保が必要**であるため、農村RMOの研修等を通じて、地域づくりをコーディネートできる人材の育成と確保に努める

○引き続き、本制度を活用して農地の維持や共同活動を継続してもらうために、県が毎年発行している本制度を活用した「**活性化事例集**」により、加算等を活用して取組む事例紹介や、**むらづくり推進大会**での県内の優良な活動組織への**表彰**、優良事例紹介などを通じて、本制度の普及・啓発を行っていく

【本制度に対する意見等】

○本制度により荒廃農地の発生防止には一定の効果はあるが、今後更なる高齢化や人口減少による担い手不足等が予想されることから、次期対策の見直しにおいて下記の点に配慮願いたい

①事務の簡素化

②集落協定広域化加算の要件緩和（面積増に限らず継続的に加算措置）



第三者委員会の意見を伺いたい

23